

保育はいつから福祉になったか

— 『保育児童のケースワーク事例集』にみる「幼児理解」とソーシャルワーカー

○ 聖学院大学 田澤 薫 (2560)

[キーワード] 児童福祉、保育、保育児童のケースワーク事例集

1. 研究目的

保育所の保育は、児童福祉法制定当時から順風だった訳ではない。託児所から引きついで貧民救済の側面と労働運動の側面が子ども主体の法理念と拮抗したことに加え、生活苦のイメージが拭い去りがたく、措置に対して自治体の側が過剰に運用を厳格にしたり、逆に、利用する側が措置されることを忌避する反応があったりした。

保育所の利用要件については、1949年第3次法改正によりはじめて「保育に欠ける」(24条)という文言が入った。この表現からは、家庭の保育が乳幼児の生活の基盤であり、それが「欠ける」特別の場合に保育所が補うという構図が示されたことが読み取れる。

当時の代表的な保育者の一人である秋田美子(本研究で用いた「保育児童のケースワーク事例集」における評者の一人)の「条件さえあれば乳児保育は引き受けられる」という言の通り、保育所は乳幼児を「預けることができる」に足る場所であるという消極的な保育理解が一般的であった。それが1960年代になると次第に、「母親に育てられた場合と遜色ない」と、家庭保育に劣らない水準が担保できるという評価がなされるようになり、「未来の社会人として積極的なよさを与えられるという、多少自負的な立場に立って」保育は希望のある活動であると、保育者の側からは考えられるようになった。(秋田美子「一、二歳児の保育」1964、フレーベル館)

対して今日は、保育所のとりわけ三歳未満児保育は利用希望者が多く、入所希望がかなわない待機児童があふれ、保育制度改革につながっている。すなわち、秋田の言葉を借りれば、現在は、保育所での乳幼児の育ちが「母親に育てられた場合と遜色ない」どころか「積極的なよさ」があるという理解が市民の間に浸透しているとみられる。

この研究では、こうした明白な認識の変化の背景を探ることを目的とする。ここで浮上した要件は、保育所保育の専門性に対する利用者の側からの評価にほかならず、今後の保育制度改革において外せない社会的保育の必須条件そのものであると考えるからである。

2. 研究の視点および方法

厚生省児童局が3箇年にわたって刊行した『保育児童のケースワーク事例集』を主たる分析資料とした。刊行期は1957年から1959年と、丁度、先に紹介した秋田の言説が振り返る時期にあたる。各保育実践に対する「評」がケースワーク理論を土台として書かれているが、ここでは家庭保育の支援に関わるテーマの全事例を分析の対象とした。(身体障害・知的障害等の事例は今回の分析対象から外した)

家庭保育との関わりを保育所保育がどのようにして具現化し、深め、現実的に「保母」の専門的な支援がどのように家庭に受け入れられ、児童本人の課題の改善がはかられたのかを検証した。

3. 倫理的配慮

本発表は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。公刊された文献資料による歴史研究であるため、個人情報取扱等については特段の配慮を要さないが、歴史資料の使用に際しては史料批判の視点から今日的使用についての適切性を精査した。

4. 研究結果

児童福祉としての保育を確立させる行政の意図を整理するねらいに即し、「保育児童のケースワーク」を突きとめるため、「評」に含まれる ①「家庭保育の支援」要素と ②「個々の幼児理解」要素を抽出した結果、以下の細目要素が確認できた。(詳細は当日に提示する。また以下「」で示す分析資料の引用箇所も当日、詳細を提示する)

① 「家庭保育の支援」にかかわる要素

- ・「家庭への働きかけ」:「足繁く」「家庭訪問」し「母をはげまし、あせらないように」等、保護者に対し「いつもよい理解者であり助言者で」ある
- ・「家庭環境の整備」: 家庭が「主たる生活の場」である認識
- ・保護者支援:「母親に職を斡旋」「下の赤ん坊を預かってやる」等
- ・他機関連携: 福祉事務所、児童福祉司、児童委員等

② 「個々の幼児理解」にかかわる要素

ケースワークを実体化するために発達理論に根差した幼児理解が不可欠であるという主張の一方で、「個別指導というのは形の上で個人的にあつかうことだけを意味するのではなく、形は集団の中にあっても又個人的な扱いの場合もあってよいので、とくに一定の個人について観察し考え計画し、指導して行く一連の指導であって、この場合はこの子供について考えられ工夫され行われている凡てである」と、発達理論を超えた個別理解への提言が顕著に認められた。

5. 考察

結果から、『保育児童のケースワーク事例集』は、①保育所の保育実践に認められるケースワーク要素を指摘し評価する方法を通して保育のケースワーク要素を育てようとしたこと、②ここに投稿された保育実践事例にはすでにケースワーク要素が認められること、が整理され、保育所の保育が幼稚園の保育と分化しソーシャルワークの方向性を明確にした分岐点であると考えられる。実践の結果「母が保育所を唯子どもをあずけるだけの処だという考えから一歩前進し、保母の指導と方針を理解し、協力して共に子どもを良くしようとするようになっていた」まとめられた事例が示唆するように、こうした保育実践が利用者の姿勢を変容させ、保育所保育をよりソーシャルワークとして育てた面がみられ、子育て家庭支援の萌芽も認められる。